



多様な性に関する職員用ガイドブック

大和高田市

(令和7年4月)



目次

はじめに (P1)

「大和高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」について

1. 性の多様性について (P2~P5)

- (1) 性を構成する主な4つの要素
- (2) 性の多様性にかかわる言葉
- (3) 性的マイノリティの存在
- (4) 性的マイノリティが抱える様々な困難
- (5) カミングアウトとアウティング

2. 市民等への対応 (P6~P8)

- (1) 基本対応
- (2) 窓口や電話等での対応
- (3) 性別記載欄
- (4) 公共施設の利用
- (5) 災害時の対応
- (6) 各種制度の見直し

3. 職場における対応 (P8)

4. 大和高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書及び宣誓証明カードでできること (P9)

5. 相談窓口 (P10)

はじめに

「大和高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」について

大和高田市は、市民一人ひとりが互いの価値観や個性の違いを多様性として尊重し合い、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向けて、「大和高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を令和7年4月1日から導入します。

この制度は、性的マイノリティ等であるお二人が、互いを人生のパートナーとして、また互いの子（養子を含む）や親（養親及びその配偶者を含む）を家族として、日常生活において協力し合うことを宣誓し、市長が証明する制度です。

なお、市独自の制度であるため、法的な効果（婚姻・親族関係の形成、相続、税金控除など）はありませんが、一人ひとりが自分らしく生きることや、多様な性への社会的な理解が広がることをめざしています。

また、当市の職員一人ひとりが性的マイノリティに関する正しい知識と理解を深め、各業務上において適切な対応はもちろん、事務事業等においても見直しをお願いします。



1. 性の多様性について

性のあり方（セクシュアリティ）は、様々な要素の組み合わせによって構成されることから一人ひとり違います。多様であり、男女に二分されるものではないため、「性はグラデーション」とも表現されます。

(1) 性を構成する主な4つの要素

*身体的性

出生時の身体的特徴で判定される性。

出生時に割り当てられた性別が戸籍等の法的な書類に登録されます。

*性的指向

恋愛や性愛の対象となる性別は何か。

異性、同性、両性、または恋愛や性的な感情を抱かない（持たない）など様々です。

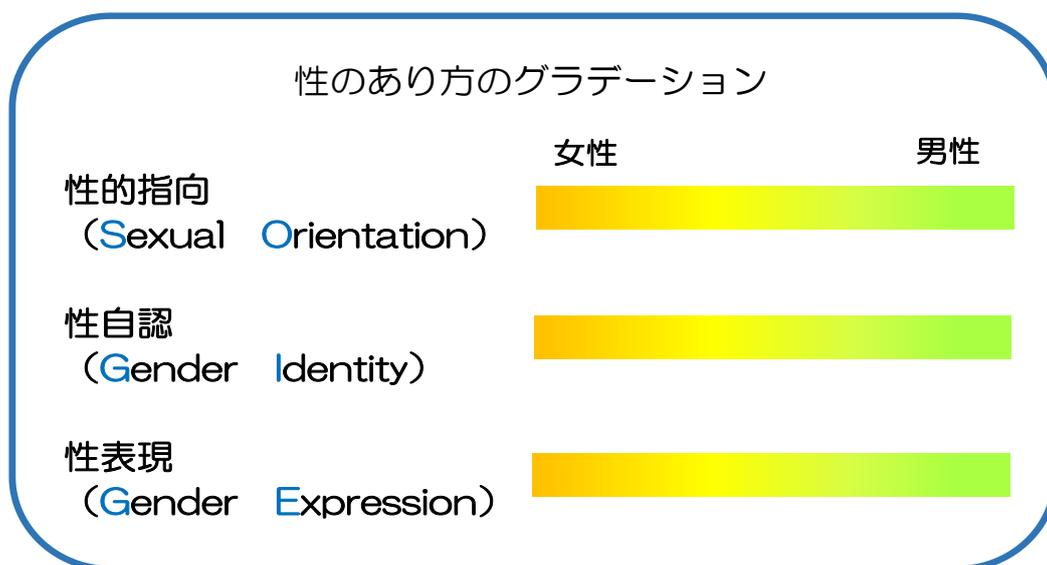
*性自認（ジェンダーアイデンティティ）

自分自身の性別をどう認識しているか。

身体と異なる認識を持つ人や、決めたくない、決められたくないなど思いは人それぞれです。

*性表現

自身の性の表現、服装やふるまい・外見等



(2) 性の多様性にかかわる言葉

性的マイノリティ	性的指向・性自認・性表現等において、多数とは異なる性のありようをもつ人たちの総称
性同一性障害	身体と性自認が一致せず苦痛や困難を抱えている場合に診断されていたが、現在は「性別違和」や「性別不合」に変更されている（診断名も診断基準も変更されている）
Lesbian (レズビアン)	同性に魅力を感じる女性
Gay (ゲイ)	同性に魅力を感じる男性
Bisexual (バイセクシュアル)	同性にも異性にも魅力を感じる人
Pansexual (パンセクシュアル)	恋愛・性愛対象について、性別にこだわらない人
Heterosexual (ヘテロセクシュアル)	異性に魅力を感じる人
Asexual (アセクシュアル)	性愛の対象を持たない人、あるいは性的関心そのものがない人
Transgender (トランスジェンダー)	出生時に割り当てられた性別とは異なる性を生きる、生きたい人たちの総称 トランス女性：男性として生まれ、性自認や性別表現が女性の人 MtF（エムティーエフ：Male to Female）という人もいる トランス男性：女性として生まれ、性自認や性別表現が男性の人 FtM（エフティーエム：Female to Male）という人もいる
Xgender (エックスジェンダー)	女性か男性のどちらかではない性別だと認識する人
Cisgender (シスジェンダー)	身体性別と性自認が一致している人
Questioning (クエスチョニング)	わからない、決めたくない、あえて決めない人 自分自身の性的指向や性自認が定まっていない人
SOGI (ソジ)	性的指向 (Sexual Orientation)、性自認 (Gender Identity) の略語表現。 すべての人に関わる性のあり方を表す
SOGIハラ (ソジハラメント)	性的指向や性自認に関する侮辱的な言動や精神的・肉体的な嫌がらせをすること、望まない性別での生活の強要など
LGBTQ+ (エルジービーティキュープラス)	性的マイノリティの総称のひとつ Lesbian (レズビアン)・Gay (ゲイ)・Bisexual (バイセクシュアル)・Transgender (トランスジェンダー)・Questioning (クエスチョニング) の頭文字をとった略語表現 他にもさまざまなセクシュアリティがあるという意味で+が付いている

※ 性は多様で言葉や概念は変わることがあります。情報は常に確認し、更新が必要です。

(3) 性的マイノリティの存在

最近の民間企業の調査（全国の20～59歳、計57,500人対象）では、性的マイノリティの人の割合は9.7%とされています。《出典：dentsu Japan dj サステナビリティ推進オフィス「LGBTQ+調査2023」》

大切なのは、身近に性的マイノリティの人がいるという意識です。

日常生活の中で何気ない会話や対応が、いつの間にか当事者を傷つけているかもしれないということに「気づく」ことが、課題について考える一歩になります。

(4) 性的マイノリティが抱える様々な困難

性的マイノリティの当事者の多くが、無理解や差別、偏見を恐れ、性的マイノリティであることを周囲に言えずに過ごしているため、日常生活の様々な場面で精神的な苦痛や不便さを感じる、本来の自分らしく生きることを制限されるなどの困難に直面しています。

また、人は生活の環境や背景がそれぞれ違います。性の多様性について、正しい知識を身につけて理解を深め、一人ひとりの状況に応じて対応することが大切です。

困難事例

◆窓口で…

- ・書類上の性別と外見の性別が合わないことから、本人かどうか疑われる。
- ・プライバシーに関わることを必要以上に聞かれる。

◆施設を利用したとき…

- ・周囲の目が気になり、男女分けされたトイレに入ることができない。

◆医療機関で受診したとき…

- ・医療機関での対応や設備に不安があり、医療受診をためらってしまう。
- ・男女分けされた共同病室に、性自認に沿った入院が出来ない。
- ・戸籍上の性別と外見が異なるため、受付等で名前を呼ばれる際は周囲の目が気になる。

◆避難所で…

- ・避難所に届いた支援物資が、登録されている性別で配布されたため、性自認に基づいた肌着や衣類を入手することが出来なかった。
- ・避難所のトイレが男女分けのものしかなく、見た目の性と性自認が不一致であったため利用しにくかった。

(5) カミングアウトとアウティング

◆カミングアウト

公にしていなかった自分の性的指向や性自認、戸籍上の性別等を自らの意思で他人に伝えることをいいます。カミングアウトをするかどうかだけでなく、いつ、誰に、どのように伝えるかは、個人の自由であり、強要するものではありません。

カミングアウトは当事者にとって、とても勇気がいることです。もし、誰かからカミングアウトされたら、まずは本人の気持ちをしっかり受け止めるようにしましょう。

◆アウティング

本人の許可なく、第三者にその人の性的指向や性自認等を伝えることをいいます。アウティングは重大な人権侵害であり、時には命に関わることもあります。絶対にしてはいけません。

アウティング被害の重大性を示した事件

2015年、大学生Aさんが、クラスメイトのBさんに好意を抱いていることを伝えました。その後、BさんはAさんの同意を得ないまま、他の同級生たちにAさんが「同性愛者である」ことを暴露してしまいました（アウティング）。ショックを受けたAさんは心身のバランスを崩し、心療内科を受診し、大学にも相談していましたが、大学構内の建物から転落して亡くなりました。

翌年、Aさんの遺族がBさんと大学の責任を追及して損害賠償を求める訴訟を起こしたことから、広く報道され、アウティングという言葉が知られる大きな契機となりました。

なお、Aさんの遺族とBさんとは和解が成立し、東京高裁は大学に対する控訴を棄却したものの、アウティングを「人格権やプライバシー権を著しく侵害し、許されない行為」と認めました（遺族側は上告せずに確定）。

2. 市民等への対応

職員は、日々の業務を通じて多くの市民等と接します。

性の多様性について知識を身に付け、理解を深め、一人ひとりの状況に応じた対応をすることが大切です。

(1) 基本対応

性のあり方は多様であることを理解し、性的マイノリティの当事者は身近にいるという意識を常に持ちましょう。

名前や性別の個人情報には慎重に扱きましょう。アウトティングは絶対にしてはいけません。職員間であっても職務上必要のない情報は共有しないようにしましょう。

(2) 窓口や電話等での対応

本人確認書類として、運転免許証や保険証等の提示された書類の記載（写真、性別、氏名等）が一致しない場合、必要以上に見比べたり、聞き直したり、周囲の人に聞こえるような声で確認したりしないように配慮が必要です。

対応例

- ◆書類の確認は、周囲の人に名前や性別が分からないように該当箇所に対して指差しするなどし、「この内容でお間違いありませんか」「こちらでよろしいですか」とお聞きするなど配慮しましょう。
- ◆本人確認は、性別による確認に限らず、住所、生年月日等の事項で行いましょう。
- ◆窓口等で呼び出す際は、受付番号で呼ぶ、性別が推測されないよう、姓で呼ぶなど配慮しましょう。
- ◆家庭環境等について尋ねる際は、様々な状況があることを念頭におきましょう。パートナーが異性であるとは限りません。同性同士で子どもを育てている場合もあります。

(例) 「夫・妻」	→ 「パートナー」
「旦那さん・奥さん」	→ 「お連れ合い」
「お父さん・お母さん」	→ 「保護者」
「息子・娘」	→ 「ご家族」
	→ 「お子さん」

- ◆電話対応時には、「～と理解してよろしいですか」、「答えにくいことだとは思いますが…」など、相手の思いに寄り添いながら対応しましょう。

(3) 性別記載欄

法令に基づき変更不可能なものや、業務上必要不可欠なものを除き、申請書類等の性別欄について見直しを行いましょよう。

対応例

- ◆性別記載欄の必要性がない場合、削除可能なものは削除する。
- ◆男性・女性の二択からその他・回答しない等選択肢を設ける。または、自由記載（任意）にする。

(4) 公共施設の利用

当事者がトイレや更衣室等、性別によって区別される場所を利用する場合、当事者の意向に応じてどのような対応が可能か、他の利用者との調整をどのように行うかについて検討しましょよう。

誰にとっても安心してプライバシーが守られ、気兼ねなく利用できることが、様々な性自認の方々への配慮になることを認識し、希望者が事情を説明しなくても、利用できる体制の整備を検討することが大切です。

対応例

- 《トイレ》 多目的トイレに「誰でもご利用できます」などの表示を日頃から出しておくことも利用できる方法として有効です。
- 《更衣室》 個人で利用できる時間やカーテンなどで仕切るなどスペースを用意することが望まれます。

(5) 災害時の対応

災害時の避難所には、多様な方の利用を念頭に置いた配慮を心がけましょよう。

対応例

- ◆避難所のトイレ、更衣室等の使用において配慮しましょよう。
- ◆性別にとらわれず、生活実態に応じた必要物資（生理用品、衣類、下着、髭剃り、化粧品等）を配布しましょよう。
- ◆本人と同性パートナー等が世帯として一緒に居られるように配慮しましょよう。

(6) 各種制度の見直し

制度や規定（法令等に基づくもの、国が定めているもの等を除く）に関して、性別の限定により性的マイノリティが排除されていないか見直しましょう。排除されているものについては、条件が緩和できないか検討し、可能な限り改善しましょう。

対応例

- ◆セミナーの参加者等を「女性」または「男性」に限る場合では、性別の限定が必要か検討し、限定が必要な場合でも「個別に相談に応じる」と明記するなどして性的マイノリティの人にも対応できるように検討しましょう。
- ◆パンフレットやポスターの表示などで、性別によってイメージを固定化するような表現（男性：ズボン、女性はスカート等）や男女二元論的な表現はないか確認しましょう。

3. 職場内における対応

個人の特性である性的指向や性自認に関連して、差別的な言動や嘲笑、いじめや暴力を「SOGIハラスメント」と言います。日常生活のなかで、周囲の何気ない言動で傷ついている人がいるかもしれません。

また、性的マイノリティであることを理由に採用や人事評価、配置転換等で不利な取扱いをしてはいけません。

対応例

- ◆差別的表現（ホモ、レズ、おねえ、おかまなど）を使わない。
「ホモ」や「レズ」は「ホモセクシュアル」、「レズビアン」の単なる省略形ではなく、同性愛者に対する侮辱的意味合いで使われてきた言葉であり、使用すべきではありません。
- ◆こんな言動を聞いたことはありませんか・・・
「男・女らしくない」、「(外見から) あの人(は)男・女っぽい」、「なんで結婚しないの?」、「周りにLGBTQ+なんて本当にいるの?」

たとえ悪気がなくても、性的マイノリティを嘲笑するような話題はすべきではありません。職場においても基本的な姿勢は市民に対するものと同じです。当事者が精神的苦痛を抱えながら、話を合わせているだけかもしれないと想像力を働かせてみてください。

4. 大和高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書 及び宣誓証明カードでできること

- 市営住宅の入居申し込み
- 要介護（要支援）認定申請
- 税諸証明書交付申請／固定資産税台帳登録事項証明書交付申請
- 教育支援ルームへの入退室申請
- 大和高田市犯罪被害者等支援事業の給付手続き
- 市立病院における検査・手術・治療の同意
- 市職員の福利厚生に関すること（職員の特別休暇、互助会給付）
- 民間企業のサービス（携帯電話会社の家族割、金融機関の住宅ローン共同名義、クレジットカード会社の家族カードの発行等）

※令和7年4月現在

※ 各手続き等においては、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（証明カード）のほか、申請者の本人確認書類等が必要な場合があります。

また、その他サービスや詳細につきましては各担当課または各企業にご確認ください。



5. 相談窓口

2025.4 現在

相談先名	電話・FAX番号	相談時間	備考
大和高田市人権施策課	0745-221101 0745-52-2801 (FAX)	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	
奈良県人権施策課 (なら人権相談ネットワーク事務局)	0742-27-8726 0742-27-8721 (FAX)	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	
奈良県教育委員会事務局 人権・地域教育課	0742-27-9858 0742-23-8609 (FAX)	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	主として学校における人権及び人権教育に関する相談
みんなの人権 110 番 (奈良地方法務局)	0570-003-110	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	人権問題等に関わる様々な相談
奈良労働局雇用環境・均等室	0742-32-0210 0742-32-0214 (FAX)	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	職場でのトラブル・ハラスメントなどに関する相談
よりそいホットライン	0120-279-338 (フリーダイヤル・無料)	24 時間、365 日対応 (音声ガイダンス「4 番」がセクシュアルマイノリティ専門ライン)	※SNS チャット相談・外国語による相談等

※いずれも相談無料

• • • お問い合わせ先 • • •

大和高田市 市民生活部 人権施策課

0745-22-1101 《内線 3344・3350》